

# 社会福祉法人明德福祉会 役員等報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明德福祉会（以下「法人」という。）役員等の報酬に関する事項を規程する。

## (適用範囲)

第2条 この規程で述べる役員等とは、理事長、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員をいう。  
ただし、法人の施設職員を兼務する役員は除く。

## (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により会議参加報酬および会議参加交通費を支払うこととする。  
ただし、法人の運営のために日常業務に関わる役員は除く。

## (日常業務に関わる役員等の報酬)

第4条 施設の運営のために日常的に業務に関わる理事長、業務執行理事には、役職ごとに報酬を別表2により支払うこととする。  
2 前項以外の役員等が第3条に定める会議以外及び前項に該当しない一時的業務について理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により支払うこととする。

## (出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は別表3により旅費及び宿泊費等を支払うことができる。なお、業務執行に必要な経費については、別途実費相当額を支払う。

## (適用除外)

第6条 法人の施設職員を兼務する役員等にはこの規程を適用しない。

## 附則

この規程は、2004年7月1日から施行する。  
この規程は、2013年6月1日から施行する。  
この規程は、2013年9月25日から施行する。  
この規程は、2017年1月10日から施行する。  
この規程は、2017年6月3日から施行する。  
この規程は、2018年3月13日から施行する。  
この規程は、2019年11月12日から施行する。  
この規程は、2020年6月13日から施行する。  
この規程は、2021年6月11日に施行し、2021年7月1日から適用する。  
この規程は、2022年6月24日に施行し、2022年7月1日から適用する。  
この規程は、2022年11月30日から施行し、2022年12月1日から適用する。  
この規程は、2023年6月23日から施行する。  
この規程は、2025年6月17日に施行し、2025年7月1日から適用する。

別表1

名称	支給単位	支給額
評議員・理事・監事 会議参加報酬	1回	10,000円
評議員選任・解任委員会 会議参加報酬	1回	8,000円
会議参加交通費	1回	5,000円
書面評決報酬	1回	3,000円

別表2

名 称	支給単位	支 給 額
理事長報酬	1ヶ月	475,000円 ※ただし、一時金、諸手当含む ※交通費は実費相当額
業務執行理事報酬	1ヶ月	200,000円 ※ただし、一時金、諸手当含む ※交通費は実費相当額
一時的業務を行う役員等	1回	15,000円 ※第4条2項に基づく ※交通費は実費相当額

別表3

名 称	支 給 額
旅 費	実費相当額
宿 泊 費	20,000円
日 当	10,000円